

# 東京都地方卸売市場管理衛生費補助金交付要綱

平成10年2月16日9中経業第552号

改正（最終）令和2年6月15日2中事業第240号

## （目的）

第1 この要綱は、東京都知事（以下「知事」という。）が東京都地方卸売市場条例（昭和46年東京都条例第154号）第10条の規定に基づき、地方卸売市場の開設者（以下「開設者」という。）が行う廃棄物の処理に関し、その処理経費の一部を補助することにより、地方卸売市場の適正かつ健全な運営に資することを目的とする。

## （開設者の責務）

第2 開設者は、関係法令に則り、自らの責任において、廃棄物の適正処理及び減量化に努めるとともに、市場における環境衛生の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって市場取引業務及び施設を適正に管理しなければならない。

## （補助金の交付申請）

第3 開設者は、第2の規定による廃棄物処理に要する経費について、知事に補助金を申請することができる。

2 1の規定において、補助金の交付を受けようとする開設者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（第1号様式）を、あらかじめ知事に提出しなければならない。

## （補助金交付の対象）

第4 補助金の交付対象となる経費は、地方卸売市場の業務の運営に伴い、市場内で発生する廃棄物で、地方卸売市場が所在する区市の廃棄物処理に関する条例（以下「条例」という。）に定める事業系一般廃棄物の収集、運搬、処分（以下「補助事業」という。）のために支出した経費とする。

ただし、補助事業に伴う収入があるときは、補助事業のために支出した経費からこれを除くこととする。

2 1に規定する市場内で発生する廃棄物とは、市場卸売業務に伴い、通常に発生する廃棄物であって、市場外から搬入される廃棄物は含まない。

## （補助金の額）

第5 知事が交付する補助金の額は、補助事業に要した経費又は条例に定める廃棄物処理手数料により算出した額のいずれか小さい方の4分の1の額とし、東京都の予算の範囲内とする。

## （補助金交付の決定）

第6 知事は、第3の規定による補助金交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等により、当該申請に係る補助金の交付が法令に違反しないこと、か

つ補助事業の目的及び内容が適正であり、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付を決定する。

- 2 1の決定を行う場合において、知事は、適正な交付を行うため必要があると認めたときは、当該補助金交付の申請に係る事項につき修正を加えることができる。

#### (補助金交付の条件)

第7 知事は、第6の規定による交付の決定に当たって法令及び予算で定める補助金交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付け加えることができる。

#### (補助金交付の決定通知)

第8 知事は、補助金の交付を決定したときは、速やかにその決定の内容を明示した補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知する。

#### (補助金交付申請の撤回)

第9 申請者は、補助金交付の決定の内容について異議があるときは、当該補助金交付の決定通知書の受領後、10日以内に、補助金交付申請を取り下げることができる。

#### (事情変更による補助金交付決定の取消し等)

第10 知事は、申請者に補助金交付の決定を通知した後において、天災地変その他事情の変更に より、補助事業の全部又は一部を継続することができなくなったと認めるときは、補助金交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち、すでに経過した期間に係る部分については、この限りでない。

- 2 第8の規定は、1の規定により措置した場合について、準用する。

#### (事故報告等)

第11 申請者は、補助事業の遂行が困難となった場合は、その理由その他必要な事項を書面により、速やかに知事に報告し、その指示に従わなければならない。

#### (補助事業の遂行命令)

第12 知事は、申請者が提出する報告書により、当該補助事業が補助金交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、申請者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命じなければならない。

- 2 1の規定において、申請者が当該補助金交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合させるための措置を指定する期日までにとらないときは、知事は、第18の規定により、当該補助金交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

#### (実績報告)

第13 申請者は、補助事業の期間が終了したとき又は市場を廃止したときは、その事実のあった

翌日から起算して１０日以内に、当該補助事業の実績報告書（第３号様式）を、知事に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第１４ 知事は、第１３の規定により提出された実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうか調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書（第４号様式）により申請者に通知する。

（補助金の請求）

第１５ 申請者は、補助金交付額の確定通知書の受領後１０日以内に、補助金交付請求書（第５号様式）を知事に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第１６ 知事は、第１５の規定による補助金交付請求書を受領した日から起算して３０日以内に、申請者に補助金を交付する。

（是正のための措置）

第１７ 知事は、第１４の規定による調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業について、申請者に対し、これに適合させるための措置をとるべきことを命ずることができる。

２ 第１３の規定は、１の命令により、申請者が必要な措置をした場合について準用する。

（交付決定の取消し）

第１８ 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（２）補助金を他の用途に使用したとき。

（３）その他補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令又はこの要綱に基づく命令に違反したとき。

２ １の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用する。

３ 第８の規定は、１の規定により、交付決定を取り消した場合について準用する。

（補助金の返還）

第１９ 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合においては、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じなければならない。

２ 知事は、申請者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、すでにその額を超える補助

金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じなければならない。

(違約加算金及び延滞金)

第20 申請者は、第18の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部の取消しを受け、補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（百円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

2 補助金の返還を命じられた申請者が、これを納期日までに納付しなかったとき、当該申請者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（百円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(他の補助金の一時停止)

第21 補助金の返還を命じられた申請者が、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、知事は、その申請者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度において、その交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

(証拠書類等の保存)

第22 補助金の交付を受けた申請者は、当該補助事業の経緯を明らかにする書類、帳簿、その他の証拠書類を、当該補助事業の交付の決定の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保存しなければならない。

(他の規程との関係)

第23 補助金の交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）の定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成15年2月12日14中事業第660号）

この要綱は、平成15年3月1日から開設者が実施する補助事業に適用する。

附 則（令和2年6月15日2中事業第240号）

第1 この要綱は、令和2年6月21日から施行する。

第2 この要綱の施行の日前に、改正前の東京都地方卸売市場管理衛生費補助金交付要綱によってした処分、手続その他の行為は、改正後の東京都地方卸売市場管理衛生費補助金交付要綱（以下「改正後の要綱」という。）の相当する規定があるときは、改正後の要綱の相当規定によってしたものとみなす。